

# 保険診療の施設基準

東町眼科は、厚生労働省が定める次の施設基準に適合している旨、厚生局長に届出を行っております。

## 夜間・早朝等加算

---

平日の18時以降及び土曜日の正午以降に受付の方は基本診療料に下記を上乗せします。

点数50点（窓口負担額は1割負担50円、2割負担100円、3割負担150円）

## コンタクトレンズ検査料1

---

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療にかかる費用は次のとおりです。

初診料 288点

再診料 73点

明細書発行体制等加算 1点

コンタクトレンズ検査料1 200点

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。

コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

## 電子的診療情報連携体制等整備加算2

---

初診は9点、再診は2点を、毎月1回まで算定します。

## 物価対応料1(外来)

---

初診は2点、再診は1点、毎回算定します。

診療医師名: 廣田直人